

# 生活支援

ひとり親家庭などの方に／生活に困ったときは

## ■ひとり親家庭などの方に■

### ◆児童扶養手当…健康福祉課福祉係

父母の離婚や死別などで父又は母と生計を同じくしていない、又は父母のどちらかが重度心身障害者の家庭で、公的年金を受けていないひとり親等が、18歳未満の子どもを養育している場合に支給されます。ただし、所得の状況等により手当額の一部もしくは全部が支給されないことがあります。

対象者	離婚、婚姻によらない出生もしくは父親又は母親が死亡、重度の障害、生死不明または引き続き1年以上の遺棄や拘禁の状態にある18歳未満の児童(18歳に到達後、その年度の3月31日まで対象。障がい者の場合は、20歳未満)を養育しているひとり親または養育者
内容	児童1人 月額41,550円(一部支給41,540円～9,810円) 児童2人以上 2人目 月額5,000円加算 3人目以降 月額3,000円加算
申請	対象となる状態になったときに健康福祉課福祉係で申請してください。また、毎年8月11日から9月10日までに児童扶養手当現況届を提出してください。
申請に必要なもの	・年金手帳 ・振込口座のわかるもの ・住民票及び戸籍謄本 ・印鑑 ・所得証明書(1月1日に当麻町に住所のない方)

### ◆ひとり親家庭等の医療費助成…健康福祉課保険医療係

保険診療による自己負担額(食事負担分等を除く)を助成します。

道内の医療機関等をご利用の場合は、健康保険証とひとり親家庭等医療費受給者証を提示すると、窓口支払時に助成を受けることができます。

受給者証を使用できない医療機関をご利用の場合は、領収書を添えて町に申請すると払い戻しを受けられます。道外では使用することができません。

対象者	・ひとり親家庭や両親がいない家庭の18歳未満の児童(18歳に達した日の属する年度の末日まで。親等に扶養されている場合は、20歳に達
-----	---

	<p>した月の末日まで。引き続き特別支援学校の高等部に在学する場合は、在学期間)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記児童を扶養している母親または父親(親は入院のみ)</li> </ul>
非該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得の制限があります。</li> <li>・受給対象者の生計を主として維持している方の所得が基準額以上(下表の所得制限限度額表参照)</li> </ul>
助成額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生以下及び市町村民税非課税世帯の児童は、自己負担額を助成します。</li> <li>・市町村民税非課税世帯の母親または父親は、初診時一部負担金(医科 580 円、歯科 510 円、柔道整復 270 円)を除いた額を助成します。</li> <li>・市町村民税課税世帯の児童(小学校就学前の児童を除く)、母親、父親は、医療費の1割を除いた額を助成します。</li> <li>・訪問看護療養費の基本利用料、入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は助成対象外です。</li> <li>・1カ月の支払額が通院 12,000 円、入院 44,400 円を超えた場合は、申請により超えた額の払い戻しを受けられます。</li> </ul>
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険証</li> <li>・1月1日現在当麻町に住所のない方は、所得を確認できる書類及び市町村民税課税・非課税を確認できる書類</li> <li>・18歳に達した月の翌月以降は、子の在学証明書または学生証</li> <li>・印鑑</li> </ul>

※所得を確認できる書類等については対象年度や対象者を事前にお問い合わせください。

※対象者が中学生以下で、所得制限により非該当となる場合や指定訪問看護療養費の助成を受ける場合は、子ども医療費の助成を適用しますので、ご連絡ください。

※他の制度で医療費の助成を受けている方は、そちらの制度を優先してお使いください。

※住所、氏名が変わったとき、健康保険証が変わったとき、生計を主として維持している方が変わったときは、健康保険証、ひとり親家庭等医療費受給者証を持参し届け出てください。

### ○所得制限限度額表

扶養人数	0人	1人	2人	3人	4人	5人
所得基準額	2,360 千円	2,740 千円	3,120 千円	3,500 千円	3,880 千円	4,260 千円

※老人扶養親族がいる場合は、表の基準額に1人について(扶養親族がすべて老人扶養親族の場合は2人目から)6万円を加算した額となります。

※基準額は、児童扶養手当法施行令に規定する控除後の所得額です。

※8月～12月の間の資格認定については前年の所得。1月～7月の資格認定については前々年の所得が対象となります。

## ■生活に困ったときは■

### ◆生活への融資

病気、子どもの就学、失業などで生活にお困りの方が、低利子もしくは無利子により融資が受けられます。

### ●母子寡婦福祉資金の貸付

母子家庭の母及び寡婦の経済的自立を助けるとともに、児童の高等学校への就学などを支援するため貸付を行っています。

#### [対 象]

母子家庭の母、寡婦、母子家庭の児童など

#### [貸付の種類]

事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能講習資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金

#### [お問い合わせ]

健康福祉課福祉係 TEL84-2111

### ●生活福祉資金の貸付

他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進などを図るために必要な資金を貸し付けます。

※原則として連帯保証人が必要です。

#### [貸付資金の種類]

- ・総合支援資金
- ・福祉資金
- ・教育支援資金
- ・不動産担保型生活資金

[相談・申込] 当麻町社会福祉協議会 TEL84-2111

### ●社会福祉金庫の貸付

本町に居住している一定の基準以下の所得の少ない世帯で、緊急不時の出費を必要と認めたときに無利子で貸し付けます。

※申し込みには保証人1人が必要です。

○貸付金額 1世帯につき5万円以内

○貸付期間 6カ月以内

○償還方法 割賦償還または一時償還

[相談・申込] 当麻町社会福祉協議会 TEL84-2111

### ●社会福祉協議会奨学資金の貸付

経済的な理由で、高校、専門学校、大学への就学が困難な生徒に対して、奨学資金を無利子で貸し付けします。

※奨学資金の貸し付けには、原則として連帯保証人2人が必要です。

- 貸付金額 ・高等学校に就学する方 1人20万円以内  
・高等専門学校、専門学校、  
短期大学、大学に就学する方 1人40万円以内
- 貸付期間 生徒が該当の学校を卒業するまで
- 償還期間 卒業後6カ月間据え置き後、7年以内に年賦または半年賦で償還

[相談・申込] 当麻町社会福祉協議会 TEL84-2111

### ◆生活保護

病気で働けなくなった場合など生活に困った場合、一定の基準に従って最低限度の生活を保障し、自立に向けて援助する制度です。

生活、住宅、義務教育、医療、出産、生業、葬祭などの費用を援助します。

#### [援助内容]

- 生活扶助=衣食など日常の生活に必要な費用
- 住宅扶助=家賃や家屋の補修などに必要な費用
- 教育扶助=義務教育に必要な学用品、学校給食費などの費用
- 介護扶助=介護サービスを利用するときに必要な費用
- 医療扶助=病気やけがの治療に必要な費用など

[相談・申請] 健康福祉課福祉係 TEL84-2111

### ◆民生委員、児童委員、主任児童委員

民生委員は、生活で困っていることや心配ごと、児童、障がい者、お年寄り、ひとり親家庭などの悩み事の相談、福祉サービスに関する情報提供など、地域住民の福祉増進のために、住民の立場に立った相談・支援活動を行っています。

相談された内容や、個人の秘密は守られますので、お気軽に地域の民生委員にご相談ください。

※地区担当の民生委員、児童委員の確認は、健康福祉課福祉係へお問い合わせください。